



「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て四院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平 23 九公 第 141 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て四院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平 23 九公 第 211 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て四院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平 23 九公 第 216 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て四院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）令 5 九公 第 629 号」

計画機関 鹿 児 島 市
作業機関 国 際 航 業・
久永コンサルタント 共同企業体